

2019年6月10日

各位

一般社団法人千葉県LPガス協会

非常用発電機導入の補助金について（お知らせ）

標記について、一般社団法人全国LPガス協会より通知がありましたので、お知らせいたします。

- 補助金内容：「中小企業庁 平成30年度補正予算「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業補助金について」※別添参照
- 問合せ先：（株）エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
担当窓口（社会基盤事業本部内） 担当：八間川、山川
TEL (03)5213-4047 FAX (03)3221-7022

以上

平成30年度補正

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄
の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラ
への自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模
事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの）

補助金申請の手引き

令和元年5月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

補助事業へのご申請者の皆様へのお願い

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所（以下「経営研究所」といいます。）の交付する補助金の原資は、経済産業省から交付決定を受けた公的資金であり、当然のことですが、コンプライアンスと交付ルールに則った厳正・適法な執行が求められます。

経営研究所の補助金にご申請いただく皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解を頂きましたうえで、各種手続きを行って下さいます様、宜しく願いいたします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出等の、各種手続きを行なっていただく場合は、事前に交付規程、業務細則、補助金申請の手引き等を熟読いただき、交付の要件や手続き上の制約条件等を、充分にご理解いただいたうえで行ってください。
2. 当然のことですが、ご申請者様から経営研究所にご提出いただく書類や資料におきましては、如何なることがあっても、虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 万が一にも、ご申請者の皆様に不正な行為があった場合は、経営研究所は法令や規程類に則った厳正な対処をさせていただきます。
4. ご申請者の皆様に不正行為が認められたときは、経営研究所は当該部分若しくは全ての交付決定の取消しを行なうと共に、交付規程の規定に基づき交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた金額を返還していただきます。
5. また、不正行為を行なった申請者や履行補助者の名称・不正の内容を、ホームページ等で公表するとともに、経営研究所の所管する新たな補助金の交付停止や、履行補助業務の停止を一定期間行なう等の、措置を執らせていただきます。
6. なお、悪質な不正の場合には、刑事罰等の適用の可能性等につき、所轄警察署等に相談を行なうことがあります。

【補助事業の計画に際しての主な留意点】

- ・補助事業を行なうにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、原則、2者以上の相見積により発注先を選定してください。
- ・当該年度に行なわれた工事、物品購入等に対して、令和2年2月28日までに対価の支払い、精算及び必要書類の整備が完了し、実績の報告ができるようにしてください。
- ・補助事業の全ての工事等の完了、検収（固定式発電機においては、系統電力を遮断しての、稼働対象実負荷機器を対象とした試運転の正常確認）と費用の支払いの完了及び必要書類の整備が完了をもちまして、補助事業の完了となります。
- ・補助事業に関わる費用の支払い方法は、「金融機関からの振込み」とするよう手続きを行ない、支払いが完了したことを証する証憑（銀行振込受領書等）を必ず取得してください。（現金直接、手形、割賦、相殺等の支払い方法は認められません。）
- ・提出期限までに、経営研究所に必要な書類が到着しなかった場合は、補助金は交付できませんので、充分にご注意ください。
- ・様々な事情や事故等の事由によりまして、期日までに経営研究所に到着しなかった提出書類等につきましては、経営研究所では責任を負いかねます。書類等の提出にあたりましては、配達記録が残る送達方法（簡易書留郵便、宅配便等）のご利用とともに、期日前にゆとりをもたせる計画的な作業を推奨いたします。

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家発電等利用促進対策事業に係るもの) 補助金申請の手引き

目 次

当該補助事業について	 1
1. 目 的	
2. 適 用	
3. 申請者の資格	
4. 内 容	
(1) 補助金の対象となる設備	
(2) 補助対象自家発電設備について	
(3) 自家発電機の仕様	
(4) 石油製品等を貯蔵する容器の仕様	
(5) 補助金の対象となる設置場所	
(6) 補助金の対象となる経費	
(7) 補助金の率について	
(8) 申請できる条件	
(9) 申請の受付期間	
(10) 補助金の交付の審査	
補助事業のフロー図	 7
当該補助金に係わる手続き	 8
(1) 補助事業の募集	
(2) 補助金交付申請	
(3) 申請書類	
(4) 「設備費」及び「設置工事費」の契約に係る注意事項	
(5) 利益排除について	
(6) 申請書類の提出先及び方法	
<申請書作成に当たっての注意事項>	
(7) 交付決定通知書	
(8) 「補助対象自家発電設備」の購入	
(9) 計画変更の承認	
(10) (様式第1)補助金交付申請書	
(11) (別紙1)補助事業に関する実施計画書	
上記の添付資料(別紙2～別紙7、参考様式1～参考様式2)	
(12) 交付申請書の綴じ方等	
(13) (様式第1)補助金交付申請書の記入例	
(14) (別紙1)補助事業に関する実施計画書の記入例	

当該補助事業について

1. 目的

大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、生活必需品の供給やサプライチェーン維持等のために重要な中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家用発電設備等の設置に要する経費を補助することにより、災害時にも機能を維持することが必要な中小企業・小規模事業者の事業用施設等におけるエネルギー供給源の確保を図ることを目的としています。

2. 適用

この事業は、法令、交付要綱及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が定める「交付規程」及び「業務細則」により実施されます。補助事業者はこれらの法令、交付要綱及び交付規程等の規定を遵守しなければなりません。なお、正式名称を本手引きでは以下のとおり略しています。

(1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所：経営研究所

(2) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの) 交付要綱：交付要綱

(3) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの) 交付規程：交付規程

(4) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの) 業務細則：業務細則

※交付規程・業務細則は、経営研究所のホームページにて、常に最新版をご確認願います。

3. 申請者の資格

本補助金の対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に限ります。

なお、中小企業者については以下の表で示しています。

		資本金	従業員	申請者の資格
		(資本金の額又は出資の総額)	常勤	(中小企業等経営強化法)
資本金・従業員数の一方が右記の数以下の場合対象(個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	○
	卸売業	1億円	100人	○
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人	○
	小売業	5,000万円	50人	○
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人	○
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	○
	旅館業	5,000万円	200人	○
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人	○
	企業組合			○
組合関連	協業組合			○
	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会			○
	商工組合、商工組合連合会			○
	商店街振興組合、商店街振興組合連合会			○
	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会			○
	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会			○ *注2参照
	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会			○ *注3参照
	内航海運組合、内航海運組合連合会			○ *注4参照
	技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)			○

注1. 組合関連は上記のいずれかが補助対象者となります。

注2. その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

注3. その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

注4. その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

注5. 財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体は補助対象となりません。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者は、大企業※とみなして補助対象者から除きます。(みなし大企業)

- (1)発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2)発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※大企業とは、上記の表に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。

ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

○ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

また、リースにより補助対象設備を設置する場合は、リース事業者と設備の使用者が共同で申請を行うことが必要であり、リースを受ける共同申請者が中小企業者に該当する必要があります。

※ここでいうリースとは、業として行うリースに限りしますので、リースを行う共同申請者の定款にリース業が記載されていることが必要です。

4. 内容

(1) 補助金の対象となる設備（以下、「補助対象自家用発電設備」といいます）

1) 「補助対象自家用発電設備」とは、自家発電機、当該設備に接続する石油製品を貯蔵する容器等をいい、「石油製品」とは、ガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガスをいいます。

2) 自家発電機及び当該設備に接続する石油製品を貯蔵する容器等については、いずれも設置しなければなりません。ただし、既に申請者が自ら設置又は購入している場合は、補助対象設備として追加購入する必要はありません。

(2) 補助対象自家用発電設備については、国内の関係法令等の基準を満たしたものであって、国内での販売又は設置が認められているものとします。

(3) 自家発電機については、以下の仕様を満たすものを対象とします。

1) 災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも使用可能であり、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上のものに限ります。

2) コージェネレーションシステム（エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム）も対象となります。ただし、災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも稼働することや、災害時に十分な能力を発揮できるものに限ります。

3) 都市ガスを燃料とする自家発電機については燃料電池に限り認めますが、以下のとおり中圧管または耐震化された低圧管に接続するものに限定します。

・都市ガスの中圧供給を受けていること。

・供給継続性の高い低圧供給（都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カイン以上としている低圧供給エリア）を受けていること。

※自家発電機については、建築基準法及び消防法上設置が義務づけられた電源とすることのみを目的として申請することはできません。事業継続のために必要な設備の稼働のために使用することが必要です。

※自家発電機で得たエネルギー（熱、電気）は自家用で消費するものに限ります。

(4) 石油製品等を貯蔵する容器については、以下の仕様を満たすものを対象とします。

1) 設置する自家発電機の需要に合った適切な備蓄量が確保できること。

2) 貯蔵する燃料の種類により定められる規制に従った貯蔵施設とすること。

3) 常時使用されていること及び災害発生に備えて常時3日以上以上の石油製品を備蓄しておくこと。

※災害時に使用すると想定される設備の稼働消費量合計が賄えることを示す燃料消費量計算書を提出してください。

(5) 補助金の対象となる設置場所

中小企業者の事業継続に必要な工場・事業所をいいます。

あわせて、別紙4-1又は4-2の誓約書の提出が必要です。

(6) 補助金の対象となる経費

補助金の対象となる経費は「設備費」と「設置工事費」で、次のとおりです。

1) 設備費とは「補助対象自家用発電設備等」の機器購入費

2) 設置工事費とは「補助対象自家用発電設備等」の機器の設置工事費等

※常時使用の配管・電気配線等の部分は、補助金の対象外です。また、既存設備の撤去費用も補助金の対象外となります。詳しくは5、6ページの「ガス配管、電気配線等の補助対象範囲について」をご参照ください。

(7) 補助金の率について

- 1) 補助金の対象となる経費の2/3以内。
- 2) 補助金の交付限度額は、一申請あたり上限50百万円。

(8) 申請できる条件

- 1) 交付規程第7条(申請者の資格等)の各号に該当しないこと。
- 2) 交付決定前に「補助対象自家用発電設備」の購入の発注(契約)がなされていないこと。
- 3) 機器等の発注先、工事請負先等に対する支払が、原則として金融機関を通じて振込で行われ、支払証憑の取得が可能であること。(現金直接、手形、割賦、相殺等の支払い方法は認められません。)
- 4) 善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、導入した設備を非常時に効果的に活用を図る者であること。
※非常時に、補助事業者の責に帰すべき事由により、補助対象設備を効果的に活用できなかった場合、支払済みの補助金が返還となる場合がある。
- 5) 補助事業を令和2年2月末日までに完了させ、実績報告書を経営研究所に必着で提出できること。
- 6) 災害発生時に補助対象自家用発電設備の稼働状況を所定様式で速やかに報告できること、また経営研究所が取得した事業者情報については、本事業の効果検証のための調査等に利用されることがあり、その場合、国及び外部機関(電気事業連合会等)に提供されることに同意することが必要です。
- 7) 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

(9) 申請の受付期間

令和元年 5月上旬 ～ 令和元年 6月28日(金) (消印有効)

※募集期間の締切日まで申請を受付けます。ただし各回で予算額を超える申請があった場合には次回以降の募集は行いません。

※上記期間で予算額に達しなかった場合は再度受付期間を設けます。

※申請の受付終了後、経営研究所はその内容を審査し適正と認められたものを審査委員会に付議し、その結果適正と認めた時は補助金の交付決定をします。補助金交付決定の後に事業の発注(契約)をすることができます。

(10) 補助金の交付の審査

経営研究所は、審査委員会を設置し、補助金の交付に関する必要な事項について審査します。予算を超える申請があった場合、委員会は「審査手順」を定め、これにより優先順位をつけて採択を行います。ただし、以下の申請は審査にあたって加点いたします。

- ・ 国や自治体と防災・支援協定を締結している者
- ・ 災害救助法に規定する生活必需品、又は飲食料品の供給に資する事業を行う者 ※1
- ・ 災害対策基本法等で国が指定した地震防災の対策強化地域等に設備を導入する者 ※2

※1 災害救助法では、生活必需品として以下の品目が例示されていますので参考にしてください。

- ・ タオルケット、毛布、布団等の寝具
- ・ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
- ・ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- ・ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー等の日用品
- ・ 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
- ・ 茶碗、皿、箸等の食器
- ・ マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
- ・ 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

※2 具体的には以下の指定地域です。

①首都圏直下地震対策特別措置法(首都直下地震)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/tokyorinkai/dinfo/img/201401.pdf>

②大規模地震対策特別措置法(東海地震)

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/kyoka-area2.html>

③南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(東南海・南海トラフト地震)

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_shichouson.pdf

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/pdf/ichiran.pdf

(11) 計画認定の関心調査(任意)について

経済産業省では、中小企業・小規模事業者の災害対応力を向上させるため、法律を改正し、防災・減災に係る実施計画(事業継続強化計画等)を認定する制度を立ち上げる予定です。計画認定に関心の有無について、申請書に確認項目を設けておりますので、選択・回答してください。

施策概要は以下のページからご覧いただけます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/1901package.htm>

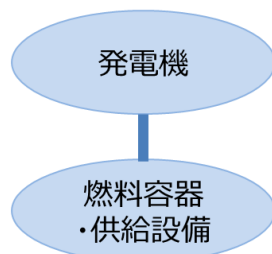
ガス配管、電気配線等の補助対象範囲について(3ページ、補助金の対象となる経費の解説図)

石油製品の燃料容器の配管について（固定式の配管を補助対象設備とする場合）

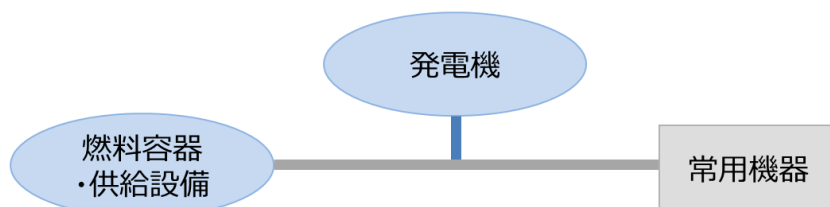
※補助対象部：非常用の燃料が流れる配管部 → 青枠

補助対象外：非常用と常用の燃料が流れる配管部及び常用の燃料のみが流れる配管部 → 灰枠

■ケース1（非常用の発電機のみを燃料容器と接続させる場合）



■ケース2（非常用の発電機のほか、事業に必要な常用機器と燃料容器を接続する場合）

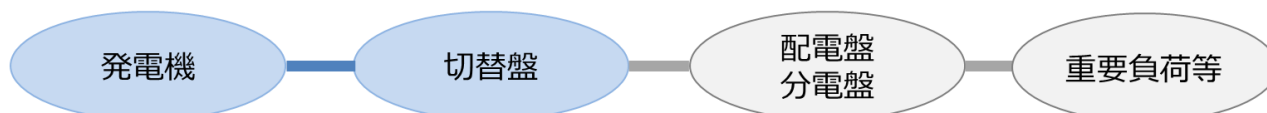


電気配線について（固定式の発電機を補助対象設備とする場合）

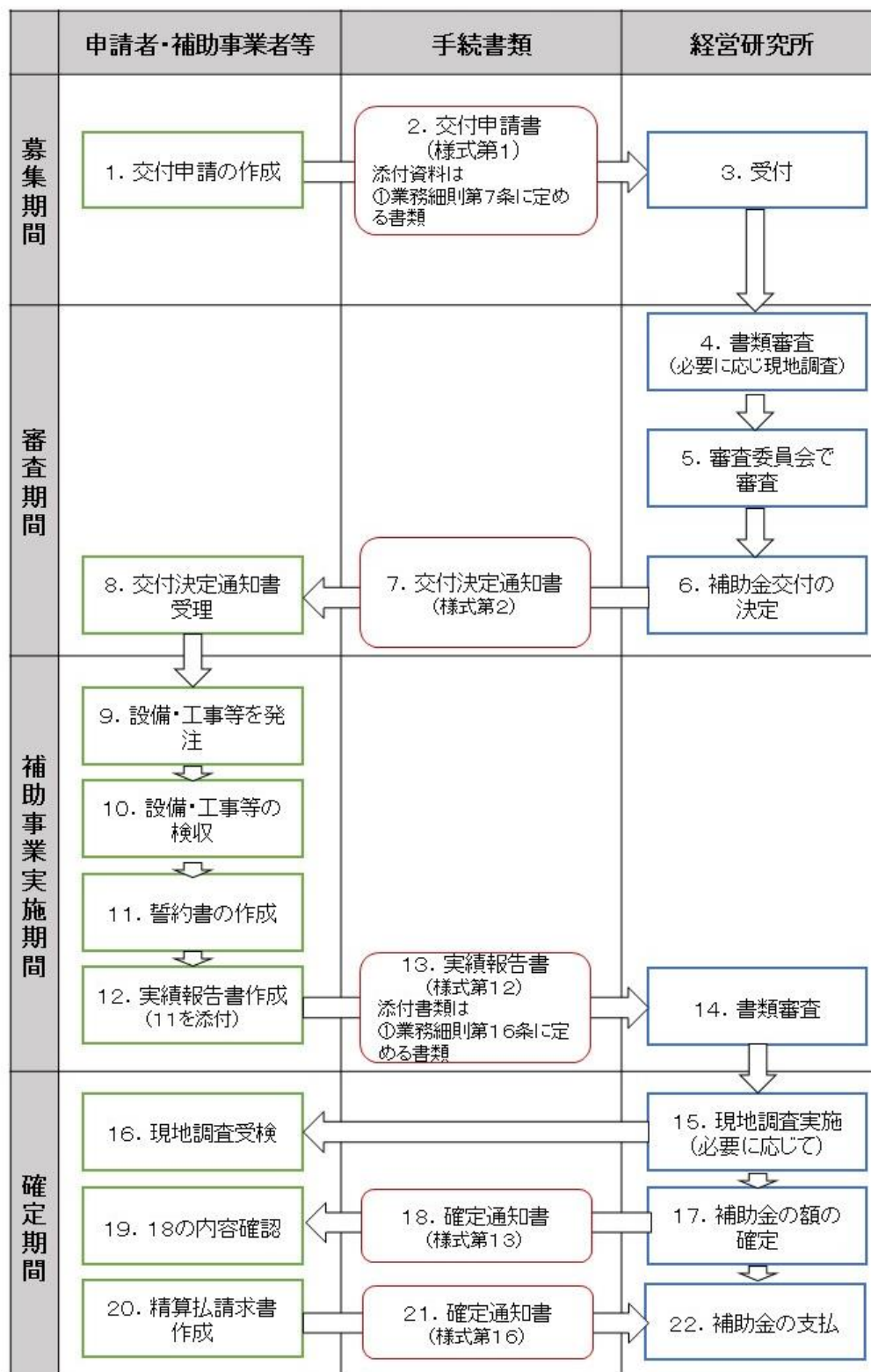
■切替盤内蔵型



■切替盤非内蔵型



補助事業のフロー図



当該補助金に係る手続き

(1) 補助事業の募集

経営研究所は、本補助事業に関し、公募説明会を開催するとともに、ホームページに公募の内容を掲示します。

また、国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進すべく、補助事業者の情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)について、法人インフォメーション(<http://hojin-info.go.jp>)に原則掲載されることとなります。予めご了承ください。

(2) 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、単独で又は共同して各々の募集期間内に補助金交付申請書(様式第1)に経営研究所が指定する書類を添付して提出ください。

注)「補助対象自家発電設備」の購入と設置場所の所有又は管理者が同一の場合 → 単独申請
「補助対象自家発電」の購入(リース会社)と設置場所の所有又は設置設備の管理者が別の場合 → リース会社と設置場所の所有又は設置設備の管理者の共同申請

(3) 申請書類(経営研究所ホームページよりダウンロード) ※必ず最新版を確認願います。補助金交付申請には、以下の書類を提出して下さい。

- 1) 交付申請書(様式第1)
- 2) 補助事業に関する実施計画書(別紙1)
 - ① 補助事業実施場所の地図
 - ② 補助対象自家発電を設置する敷地全体配置図(平面図)、設備の配置予定図(平面図)
 - ③ ガス・石油配管図(平面図、アイソメ図)
 - ④ 燃料消費量計算書(別紙9)
 - ⑤ 電気配線図及び電気系統図(該当する場合)
 - ⑥ 災害時使用予定電気機器及び負荷リスト(別紙5)(該当する場合)
 - ⑦ 予定行程表(別紙2)
 - ⑧ 見積依頼書の写し
 - ⑨ 見積書の写し
 - ⑩ 交付規程第13条第2項に関する契約書案(補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合)(該当する場合)
 - ⑪ リース契約書案(該当する場合)
 - ⑫ リース料減額証明書兼計算書案(別紙3)(該当する場合)
 - ⑬ 実績報告書に添付する誓約書案(別紙4-1又は別紙4-2のいずれか)
 - ⑭ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙6)
 - ⑮ 役員名簿(別紙7)
- 3) 法人の場合は、法人登記簿謄本、印鑑証明書(申請日より3ヶ月以内に取得したものであること)、会社案内、決算報告書(直近2ヶ年分)。
- 4) 法人以外の場合は、事業案内、納税証明書(その2)を直近2ヶ年分、印鑑証明書(申請日より3ヶ月以内に取得したものであること)。
- 5) その他経営研究所が提出を求める書類

注 1) 上記の書類が一つでも提出されない場合は原則として申請することができません。

注 2) 提出された決算書で債務超過の場合は、申請することができません。

(4) 「設備費」及び「設置工事費」の契約に係る注意事項

補助事業を行うため50万円(税抜き)以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取してください。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不相当である場合は、随意契約を行うことも可能です。随意契約とする場合、申請書提出時に業者選定理由書を提出していただきます。

また、契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)

(5) 利益排除について

補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社)が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、補助事業の利益等排除の対象となります。この場合の利益等排除の方法は以下のとおりです。

- 1) 補助事業者の自社調達(工事を含む。)の場合、原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、該当調達品の製造原価をいいます。
- 2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達(工事を含む。)の場合は、取引価格が該当調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。
- 3) 補助事業者の関係会社(上記 2)を除く。)からの調達(工事含む。)の場合
取引価格が製造原価と該当調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。
- 4) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」について
補助事業者は、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが該当調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を提出してください。

(6) 申請書類の提出先及び方法

- 1) 提出先 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル 10階
株式会社NTTデータ経営研究所 社会基盤事業本部
社会・環境戦略コンサルティングユニット
TEL: 03-5217-4047 FAX: 03-3221-7022
ホームページ <https://www.nttdata-strategy.com/h30chusho-bcp/index.html>
メールアドレス : chusho-bcp@nttdata-strategy.com

- 2) 提出方法 必ず、郵送又は宅配便でお願いいたします。

封筒宛先面に「平成30年度補正中小企業・小規模事業者自家用発電設備補助事業 交付申請書在中」と朱書にて明記してください。

●＜申請書作成に当たっての注意事項＞

- ① 申請書は、必ず書面一式と併せ、同一式の電子ファイルを格納したCD-RまたはDVD-R 1部も提出してください。その際、押印が必要な書面を除いては、機械判読可能な形式のファイルも格納してください。(Excel等データ)
- ② 提出した申請書等は、申請を取下げた場合等を含み一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
- ③ 提出書面は、原則普通紙(再生紙を含む)を使用してください。感熱紙及び青焼きでの申請は受理できません。
- ④ 鉛筆やカラーペン(黒、青色以外)で記載した書面は受理できません。
- ⑤ 訂正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印(申請書に捺す印)を捺してください。修正液で訂正したものは受理できません。
- ⑥ 経営研究所では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。
- ⑦ 交付申請書は、添付資料と共に自立可能なハードカバー(板紙ファイル不可)のA4ファイルに綴じ込んでください。
会社等概要(会社案内)及び決算報告書又は事業報告書(直近2年分)はクリアポケット(透明の袋状のもの)に入れて最後に添付してください。
※ 申請書の捺印は法人の場合は法人登録印、個人の場合は実印としてください。

(7) 交付決定通知書

- 1) 経営研究所は、申請に係る書類の審査後、審査委員会に諮り、当該申請が補助事業の要件に適合すると認めたときは、様式第2による「交付決定通知書」により申請者にその旨を通知します。なお、予算を超える申請があった場合、要件に適合した場合でも審査手順により、「交付決定次点通知書(様式第3)」又は不採択理由を付して「不採択通知書(様式第4)」で申請者に通知を行います。
 - 2) 経営研究所は、書類の不備、または、申請内容が適正でないと認めたとき等は、理由を付して不受理とした旨を申請者に通知します。
 - 3) 経営研究所は、1)の交付決定通知書に必要な応じて条件を付けることがあります。
 - 4) 経営研究所より交付決定通知書を受けた者は(以下「補助事業者」といいます。)は、「補助対象自家用発電設備」の購入に係る発注(契約)を行うことができます。
- (8) 「補助対象自家用発電設備」の購入
- 「補助対象自家用発電設備」の購入に係る発注は、交付決定日以後とします。交付決定日前に発注(契約)している場合は補助金交付の対象外となります。ご注意ください。
- (9) 計画変更の承認
- 1) 交付決定された内容に変更が生じる場合、補助事業者は、あらかじめ様式第6による「計画変更等承認申請書」を経営研究所に提出し、その承認を受けなければなりません。ただし、業務細則第13条に定める軽微な変更の場合は様式第7による「計画変更等届出書」を事業完了日前迄に経営研究所に提出してください。
 - 2) 経営研究所は、前項に規定する計画変更等承認申請書の内容が適正であると認めたときは、その旨を様式第8による「計画変更等承認結果通知書」により申請者に通知します。
 - 3) 経営研究所は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付すことがあります。
- ※補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき及びその他、経営研究所が必要と認め指示した場合は必ず提出ください。
- (10) (様式第1)補助金交付申請書 P11～P14
- (11) (別紙1)補助事業に関する実施計画書 P15～P16
上記の添付資料(別紙2～別紙9) P17～P27
- (12) 交付申請書の綴じ方等 P28
- (13) (様式第1)補助金交付申請書の記入例 P30～P33
- (14) (別紙1)補助事業に関する実施計画書の記入例 P34

令和 年 月 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

代表取締役社長 川島 祐治 殿

平成30年度補正災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)交付申請書

交付規程第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

捨印
(法人登録
印)

1. 申請者(補助対象自家用発電設備の購入者)

申請者名	フリガナ		法人登録印	代表者名	フリガナ
	【法人番号 法人番号指定通知書に記載の13桁】				役職:
所在地	郵便番号	フリガナ			
	—	都・道 府・県			
電話番号		FAX			
資本金・出資金 (円単位)		円		従業員数	人
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)		コード	名称		
交付規程第3条第3号に規定する中小企業者				である。	ではない。
リース業が定款に掲げられているか(掲げられていないのに、リースをした場合は、補助金の対象外となります)				いる。	いない。
実務担当者※	氏名 (役職・氏名)		フリガナ		
	所属部署名		フリガナ		
	住所※	郵便番号	フリガナ		
		—	都・道 府・県		
	電話番号		FAX		
e-mail					

※法人番号欄には、法人の場合は法人番号13桁を、個人事業主等(法人番号がない場合)は「なし」と記載してください。

法人番号欄に記載がない場合は、書類不備とさせていただきますので、必ず記載してください。

※個人事業主の場合は、法人代表者役職欄には「個人事業主」と記載し、法人代表者名欄には個人事業主の氏名を記載してください。

※経営研究所からの通知書類等は「実務担当者住所」欄の住所へ送付します。

※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2. 共同申請者(補助対象自家用発電設備のリースを受ける者)

申請者名	フリガナ		法人登録印	代表者名	フリガナ
	【法人番号 法人番号指定通知書に記載の13桁】				役職: 氏名:
所在地	郵便番号	フリガナ			
	—	都・道 府・県			
電話番号		FAX			
資本金・出資金 (円単位)		円		従業員数	人
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)		コード	名称		
交付規程第3条第3号に規定する中小企業者			である。 ではない。		
実務担当者※	氏名 (役職・氏名)		フリガナ		
	所属部署名		フリガナ		
	住所※	郵便番号	フリガナ		
		—	都・道 府・県		
	電話番号		FAX		
	e-mail				

※法人番号欄には、法人の場合は法人番号13桁を、個人事業主等(法人番号がない場合)は「なし」と記載してください。

法人番号欄に記載がない場合は、書類不備とさせていただきますので、必ず記載してください。

※個人事業主の場合は、法人代表者役職欄には「個人事業主」と記載し、法人代表者名欄には個人事業主の氏名を記載してください。

※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

※申請者と管理者が同一の場合は記入不要です。

3. 株主等一覧表(補助対象自家用発電設備を購入する中小企業者。ただし、リースの場合にはリースを受ける中小企業者)

(2019年 月 日現在)

主な株主または出資者 (※)出資比率の高いものから記載し、大企業は【】に◎を記載してください。 6番目以降は、「ほか○人」と記載してください。	株主名または出資者名	所在地	大企業	出資比率
①			【 】	%
②			【 】	%
③			【 】	%
④			【 】	%
⑤			【 】	%
⑥	ほか 人			%

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

4. 補助対象自家用発電設備の設置先

設置先	名称	フリガナ		代表者名	フリガナ	
	種別	1 新築	交付規程第4条第2項第3号に記載されている「対象事業者の業務に必要な工場・事業所」である。 はい（○を付ける）			
		2 既築				
	住所	郵便番号	フリガナ			
—		都・道 府・県				
電話番号：						

5. 履行補助者（手続きを補助する者がいる場合のみ記載する）

法人名	フリガナ		印	担当者名	フリガナ
所在地	郵便番号	フリガナ			
	—	都・道 府・県			
電話番号		FAX			
e-mail		販売登録番号			

6. 申請する補助事業の概要

(1) 概要

--

(2) 補助対象自家用発電設備の明細

名称、製造事業者（又は販売元）、型番、数量を記載

補助対象自家用発電設備は、業務細則第5条に規定するとおり、事業の継続のために必要な設備の稼働のために使用するものである （本事業に関し、自家発電機については、建築基準法及び消防法上設置が義務づけられた電源とすることのみを目的として申請することはできません。事業継続のために必要な設備の稼働のために使用することが必要です。）	はい （○を付ける）

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

7. 補助金交付申請額

(1)補助事業に要する経費	円(税抜)
(2)補助対象経費	円(税抜)
(3)補助金交付申請額	円(税抜)

8. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

項 目	補助事業に要する 経費(税抜)	補助対象経費(税抜)	補助率	補助金交付申請額 (税抜)
① 設 備 費	円	円		
② 設置工事費	円	円		
合 計	円	円	2/3	円

※6. の(1)、(2)及び(3)と一致させること。

9. 補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日	交付決定日以後	完了予定日	令和 年 月 日
-------	---------	-------	----------

※「完了予定日」とは、補助事業者が補助対象自家用発電設備等の購入及びその設置工事等(行政の認知を含む)が終了し、かつ、補助対象経費の支払いが全て完了する予定日のことをいいます。

注)【3. 補助対象自家用発電設備の設置先】の種別で①及び②に規定する設置場所の『完了予定日』は、補助対象自家用発電設備の購入及びその設置工事が終了し、かつ補助対象経費の支払が全て完了していることをいい、③に規定する設置場所の『完了予定日』は購入、設置工事の終了及び行政の認知を確認できる書類等が完備され、かつ支払いが全て完了していることをいう。

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

10. 必須確認事項(いずれかに○)

(1) 本事業に関し、他の国庫補助金を受けている (本事業に関し、国の補助金を、同一設備等に対して受ける場合は申請できません)	はい ・ いいえ
(2) 本事業に関し「補助事業者自身・子会社・関連会社」の有無 (本事業に関し、補助事業者自身・「出資比率15%以上の会社」を工事請負契約者又は資材購買契約者の対象とする場合は、利益排除を行わねばなりません)	有 ・ 無
(3) 交付規程第7条の各号に該当する者(法人にあってはその役員)ではない (該当する場合には申請できません)	はい ・ いいえ
(4) 交付規程第24条に基づき、災害発生時には補助対象自家用発電設備の稼働状況を速やかに所定様式で報告できる。	はい ・ いいえ
(5) 自治体や国との防災・支援協定の締結があるか否か(確認できる書類はあるか)	はい ・ いいえ (申請書に添付)
(6) 災害救助法に規定する生活必需品、又は飲食料品の供給に資する事業を行う者であるか否か。	はい ・ いいえ (はい:「補助事業の概要」欄において供給物を示すこと)
(7) 災害対策基本法に基づき地震防災対策強化地域等に指定されている市区町村に設置されたものであるか否か。	はい ・ いいえ (はい:〇〇市)

11. 任意確認事項(いずれかに○)

経済産業省は、中小企業・小規模事業者の災害対応力を向上させるため、法律を改正し、防災・減災に係る実施計画(事業継続強化計画等)を認定する制度を立ち上げる予定です。計画の認定に関心はありますか。	はい ・ いいえ
--	--------------------

薄墨文字にて印字してある部分は、説明文ですので、削除したうえで、該当事項を薄墨文字ではなく、墨文字にて入力したものを提出してください。この文書も消去してください。

補助事業に関する実施計画書

1. 申請者名

2. 補助事業実施場所の地図(最寄駅、最寄バス停等がわかるもの)

例えばグーグルやヤフーの地図でも結構です。

3. 補助対象自家用発電設備を設置する敷地全体配置図(平面図)、設備の配置予定図(平面図)

- ①補助対象設備収納予定場所、同使用予定場所等を明記する。
- ②「補助対象自家用発電設備」の設置予定場所の写真を2枚以上A4用紙に貼付けて添付し、写真上に設置予定位置を明示すること。
- ③建物を含む敷地の遠景写真を1枚以上A4用紙に貼付けて添付。

4. 補助対象自家用発電設備の設置場所について。(下記に○を付ける)

- ・災害対策基本法に基づき地震防災の対策強化が指定されている市区町村に設置されているもの。

5. ガス・石油配管図(平面図、アイソメ図)

6. 燃料消費量計算書(別紙9)

本資料に基づき、今回申請する補助対象施設の全ての機器が災害時に3日以上稼働することを証明する。

7. 電気配線図及び電気系統図等

- ①今回工事を実施する電気配線図及び電気系統図等を記載し「非常用電気配線」部分は赤線とすること。
図面には、発電機を含む単線結線図及び切り替盤シーケンス図も入れること。
なお、複線配線(管)部は赤線、黒線を省略せずに記載ください。
- ②既存配線・既存系統とつながる箇所からは「既存配線・既存系統へ」と記載し、そこから電気配線・電気系統図は省略する。
- ③ポータブル発電機以外の発電機を含む場合は、大規模災害発生時に当該発電機と接続して使用予定の電気機器リスト及び負荷リスト(別紙5)を添付、ポータブル発電機の場合は、当該発電機と接続して使用予定の電気機器の負荷明細リストを添付する。

8. 予定工程表(別紙2)

※6) 支払は原則として銀行振込です。令和2年2月28日までに支払を済ませてください。それ以降の場合は補助対象外となります。ご注意ください。

9. 購入及び設置工事の予定事業者の選定について

9-1. 事業者選定の方法(下記のいずれかに○を付ける)

- (1) 2者以上から同一条件による見積もり
- (2) 随意契約 (ただし、相応の理由がある場合に限る)

9-2. 上記で(2)に○を付けた理由

※7) 随意契約をする場合は相応の理由が必要です。相当とは認め難い理由の場合は補助金の対象外となります。

9-3. 落札又は決定(予定)事業者及びその金額(税抜)

9-4. 添付資料

- ① 見積依頼書の写し(相見積依頼先を含む)
- ② 見積書の写し(相見積を含む)
※8) 見積の各項目が一式で50万円以上の場合には、ブレイクダウンさせた明細を添付する。
※9) 値引きの際はどの品名に対して行うのか明確に示すこと。

- ※10) 工事等について、複数社から分離で見積を取得した場合は、見積比較一覧表を作成し添付する。
- ※11) 購入設置する補助対象自家発電設備一式の仕様書又はカタログを添付(予定設備に付箋)
- ③ 交付規程第13条第2項に関する契約書案(補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合)(該当する場合)

10. 申請者と設置場所の所有者又は管理者が違う場合は、両者で取交す予定の「補助対象自家発電設備」のリース契約書の案及びリース料減額証明書兼計算書案(別紙3)
11. 実績報告書に添付する誓約書案(別紙4-1又は別紙4-2)
12. 暴力団排除に関する誓約事項(別紙6)
13. 役員名簿(別紙7)

別紙2 予定工程表

年月 項 目	平成31年(令和元年)									令和2年		備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
補助事業の申請等予定 及び代金支払いの予定等												
1. 監督官庁等への許認可 及び届出												
2. 工事の工程												
①												
②												

令和〇〇年〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 御中

見積依頼書

株式会社〇〇〇〇
〇〇〇部〇〇〇課
氏名 〇〇〇〇

1. 工事名称 補助対象自家用発電設備設置工事(於:〇〇〇)
2. 実施場所 〇〇県〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇ー〇他
3. 工事期間 着工予定 令和〇〇年 〇月上旬
完成予定 令和〇〇年 〇月中旬
4. 工事範囲 当社が、別紙により指示した範囲とします。
5. 見積様式 見積項目は①設備費及び②設置工事費に分類すること。
①設備費とは、補助対象の自家用発電設備一式の購入費用をいう。
②設置工事費とは、補助対象の自家発電用設備の設置工事に係る費用(設計・運搬・搬入費含む)をいう。
6. 見積金額 単価、金額については、全て消費税を含まないものとし、見積の各項目が一式で50万円以上の場合、及び単価、数量によるものについては、それぞれについて見積項目の内訳を記載すること。また、値引きの際はどの項目に対して行うのか明確に示してください。(一括値引きは認めません)
7. 提出期限 (1)日 時 令和〇〇年〇月〇〇日(〇)17:00まで
(※ 郵送の場合「親展」として指定時間厳守のこと)
(2)提出先 株式会社〇〇〇、〇〇〇部〇〇〇課
宛て先 課長 〇〇〇〇
8. 業者決定 見積書と内訳明細の両面及び工程表より検討の上査定し、社内規定等に基づきも適切な見積提出者を請負業者と、別途請負契約を締結し、正式決定、発注いたします。

以 上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

御 見 積 書

御中

見積価格：〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(税抜き)

御支払条件：

御受渡場所：

備考：

(工事等を行う予定の会社)
 〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇〇〇〇
 (住所) 〒
 (TEL)

印

項目	品名仕様	数量	単位	単 価	金 額
1	設備費				0
	1-1 〇〇(株)製自家発電用設備				
	* * * -980 * * (10KW型)	1	式		*****
2	設置工事費等				0
	2-1 基礎工事代	1	式		*****
	2-2 ガス工事代	1	式		*****
	2-3 電気工事代	1	式		*****
	合 計				0
	消費税 ●%				0
	総合計				0

注) ①上記見積を提出させるために作成した見積依頼書を併せて提出

②上記項目の内訳詳細(形式・能力、数量、単位、単価)を別紙として添付

(別紙)内訳明細

	品 名	仕様	数量	単位	単価	金額
1	設備費					
	1-1-1 XXXX		1	基	*****	*****
	1-1-2 XXXX	*****	1		*****	*****
	1-1-3 XXXX	*****	1		*****	*****
	1-1-4 XXXX	*****	1		*****	*****
	1-1-5 XXXX	*****	1		*****	*****
	1-1-6 XXXX	*****	1		*****	*****
	1-1-7 XXXX	*****	1		*****	*****
	1-1-8 XXXX	*****	1		*****	*****
	1-1-9 XXXX	*****	1		*****	*****
	1-1-10 XXXX	*****	1		*****	*****
	小計					*****
	1-2-1 ○○	*****	1	基	*****	*****
	XXX	*****	1	台	*****	*****
	XXX	*****	1	台	*****	*****
	XXX	*****	1	台	*****	*****
	小計					*****
	1-3-1 XXXユニット	*****	1	式	*****	*****
	小計					*****
	1-4-1 XXXユニット	*****	1	台	*****	*****
	小計					*****
2	設置工事費等					
	2-1-1 XXXX基礎工事代		1	式	*****	*****
	小計					*****
	2-2-1 XXXX基礎工事代		1	式		
	小計					*****
	2-3-1 ガス工事代		1	式		*****
	小計 (補助対象分)					*****
	2-4-1 電気工事代		1	式		*****
	小計 (補助対象分)					*****
	合 計(補助対象分)					*****
	2-3-2 ガス工事代(常用配管分)		1	式		*****
	小計					*****
	2-4-2 電気工事代(常用配線分)		1	式		*****
	合 計(補助対象外分)					*****
	総合計(補助対象外を含め、消費税を除く)					*****
	消費税 8%					*****
	総合計					*****

注1) 1式で50万円を超える場合には、ブレイクダウンさせてください。

令和 年 月 日

リース料減額証明書兼リース料計算書

(リース利用者(設置場所を所有又は管理する者))

【住所】
【名称】
印

(リース事業会社)

【住所】
【会社名】
印

<リース減額証明書>

- 弊社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が行う「平成30年度補正災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち、中小企業・小規模事業者自家発電設備等利用促進対策事業に係るもの)の補助金を利用し「補助対象自家発電設備」をリースする予定であります。
- 当該補助金交付を前提に、補助金相当額 円を物件金額(販売価格ベース) 円の一部に充当します。
- 予定の補助金の交付を受けられない場合は、上記の補助金相当額をお支払いいただくか、補助金相当額充当前のリース料に変更いたします。

<リース料計算書>

当該「補助対象自家発電設備」のリース契約の補助金相当額充当後のリース料は、下記のとおりです。

記

1. 物 件 名	
2. 物 件 金 額 (販売価格ベース)	円(消費税等額別)
3. リース期間	
4. 補助金相当額	円(消費税等額別)
5. 補助金相当額充当後 の物件金額	円(消費税等額別)
6. 補助金相当額充当前 の月額リース料 (月リース料率)	円(消費税等額別) 月リース料率
7. 補助金相当額充当後 の月額リース料 (月リース料率)	円(消費税等額別) 月リース料率

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
代表取締役社長 川島 祐治 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印
法人の場合は法人登録印、個人の場合は
実印を押印

誓 約 書

個人名又は法人名は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所行「平成30年度補正災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)」を利用して、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で下記に「補助対象自家用発電設備」を設置しました。

補助金受領日以降は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 自家用発電設備等が持つレジリエンス性能が確実に発揮される状態を維持するよう平時から努めること
2. 交付規程第24条に基づき、報告者:個人名〇〇〇〇が災害発生時には補助対象自家用発電設備の稼働状況を速やかに所定様式(様式第20)で報告すること。
3. 経営研究所が取得した事業者情報については、本事業の効果検証のための調査等に利用されることがあり、その場合、国及び外部機関(電気事業連合会等)に提供されることに同意すること。

記

「補助対象自家用発電設備」の設置先名称

「補助対象自家用発電設備」の設置先住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇(名称があれば記入)敷地内

「補助対象自家用発電設備」の設置先電話番号

以上

注 1)上記の設置日は検収日とすること。

注 2)上記の報告者は個人名を記載すること。

別紙4-2(誓約書)
(リース会社からリースを受けて設置した場合)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
代表取締役社長 川島 祐治 殿

利用者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印
法人の場合は法人登録印、個人の場合は
実印を押印

誓 約 書

個人名又は法人名は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所行「平成30年度補正災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)」を利用して、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で下記に「補助対象自家用発電設備」を〇〇リース会社からリースを受けて設置しました。

〇〇リース会社の補助金受領日以降は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 自家用発電設備等が持つレジリエンス性能が確実に発揮される状態を維持するよう平時から努めること
2. 交付規程第24条に基づき、報告者:個人名〇〇〇〇が災害発生時には補助対象自家用発電設備の稼働状況を速やかに所定様式(様式第20)で報告すること。
3. 経営研究所が取得した事業者情報については、本事業の効果検証のための調査等に利用されることがあり、その場合、国及び外部機関(電気事業連合会等)に提供されることに同意すること。

記

「補助対象自家用発電設備」の設置先名称

「補助対象自家用発電設備」の設置先住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇(名称があれば記入)敷地内

「補助対象自家用発電設備」の設置先電話番号

以上

注 1) 上記の設置日は検収日とすること。

注 2) 上記の報告者は個人名を記載すること

災害時使用予定電気機器及び負荷リスト

電灯負荷機器（ポータブル若しくは固定式単相機を補助対象設備として申請・設置する場合）

電灯負荷設備	台数	出 力 (kW)	合計出力(kW)	災害時 運転設備	災害時 運転台数	災害時所要 出力(kW)	運転順位 (郡)	備考 (通常時と災害時＝発電機使用時の区分及び同時運転の有無)
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
電灯総出力			0.00 kw			kw		
災害時電灯所要出力計			kw	◎印計		0.00 kw		

動力負荷機器（固定式三相機を補助対象設備として申請・設置する場合）

動力負荷設備	台数	出 力 (kW)	合計出力(kW)	災害時 運転設備	災害時 運転台数	災害時所要 出力(kW)	運転順位 (郡)	備考 (通常時と災害時＝発電機使用時の区分及び同時運転の有無)
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
		kw	kw			kw		
動力総出力			0.00 kw			kw		
災害時動力所要総出力計			kw	◎印計		0.00 kw		

負荷機器合計

電灯・動力総出力		kw	0.00 kw			kw		
災害時所要総出力合		kw	kw	◎印計		0.00 kw		

* 自家用発電設備を、補助対象設備として申請・設置する場合には、負荷計算書と発電機容量の計算書を合せて申請書に添付願います。詳細につきましては、発電機の見積を依頼等をされる業者のご担当者等にご相談のうえ、掲載書式にこだわる必要はありませんので①電力使用機器リスト②非常発電ライン必要機器選定（最低必要機器、単独or同時運転、優先付）③発電機容量計算書、の内容を含めた書類を確認願います。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
代表取締役社長 川島 祐治 殿

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち、中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以 上

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

印

別紙7 役員名簿

[illegible]

(注)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

燃料消費量計算書(別紙9)

設置先名: ○○○○○○○○

1. 取付予定の石油製品等を貯蔵する容器

	品 番	容 量		基			総容量kg
①	SKC1000B	1000	×	2		=	2000
②							
③							
合計 I							2000
残量50%							1000

2. 災害時使用する機器の消費量

	種類	品 番	消費量 (kg/h)		3日使用 する時間		台数		総消費量 kg
①-1	発電機	54kv	5	×	72	×	1	=	360
①-2	発電機			×		×		=	
①-3	発電機			×		×		=	
②-1				×		×		=	
②-2									
②-3									
②-4									
③-1									
③-2									
③-3									
④-1									
④-2				×		×		=	
⑤-1				×					
⑤-2				×					
⑤-3				×					
⑤-4				×					
合計 II									360

〇〇Kw ÷ 14 = 消費量(kg/h)
例) 10.5kw ÷ 14 = 0.75kg/h

※ガス残量(備蓄量)が設置機器の総消費量を上回ることが要件となります。
また、3日使用する時間は実態にあわせた時間を記載ください。

交付申請書の綴じ方等

1) 提出先 株式会社NTTデータ経営研究所 社会基盤事業本部
社会・環境戦略コンサルティングユニット

2) 住所等 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル 10階
TEL: 03-5213-4047 FAX: 03-3221-7022
ホームページ : <https://www.nttdata-strategy.com/h30chusho-bcp/index.html>

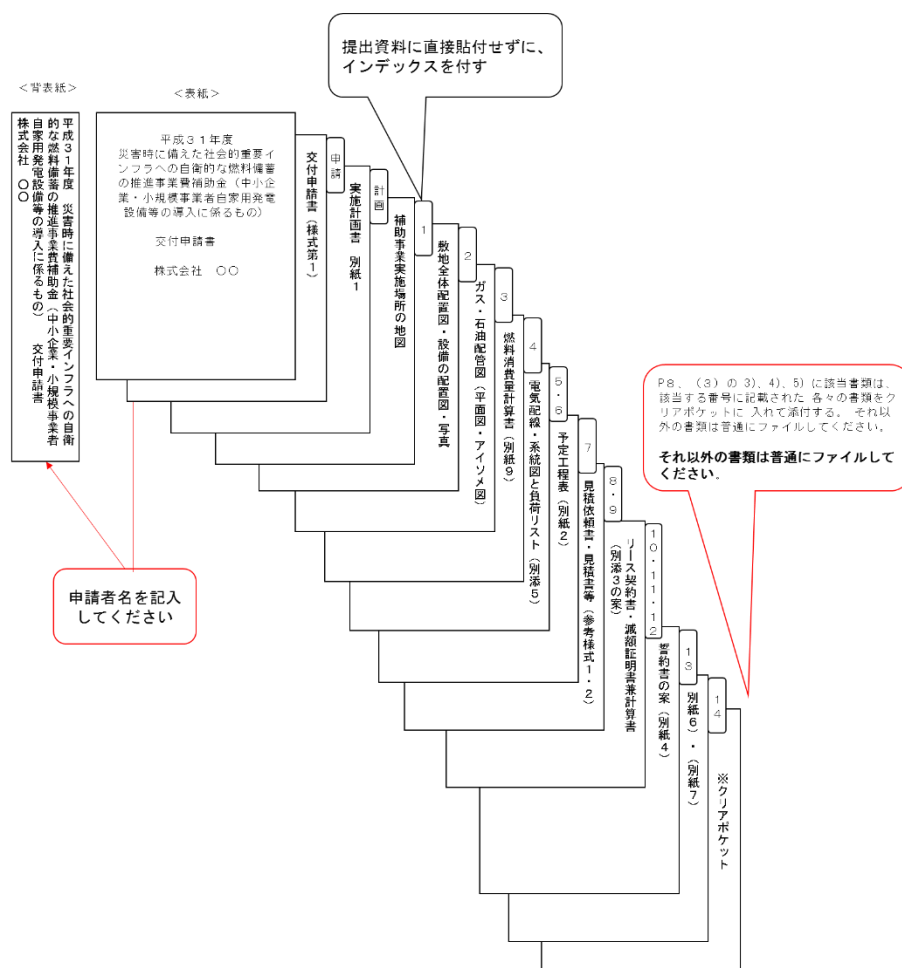
3) 受付 10:00~18:30(祝・祭日、年末年始を除く月~金)

●＜申請書作成に当たっての注意事項＞

- ① 申請書は、必ず書面一式と併せ、同一式の電子ファイルを格納したCD-RまたはDVD-R 1部も提出してください。その際、押印が必要な書面を除いては、機械判読可能な形式のファイルも格納してください。(Excel等データ)
- ② 提出した申請書等は、交付申請を取下げた場合等を含み一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
- ③ 提出書面は、原則普通紙(再生紙を含む)を使用してください。感熱紙及び青焼きでの申請は受理できません。
- ④ 鉛筆やカラーペン(黒、青色以外)で記載した書面は受理できません。
- ⑤ 訂正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印(申請書に捺す印)を捺してください。修正液で訂正したものは受理できません。
- ⑥ 経営研究所では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。

提出書類はA4版の自立可能なハードカバーのファイルに下記の通り綴じ込んでください。

(参考) 申請書類のファイリング



交付申請書作成(見出し)

表題はケースとCD-R本体に明示すること

CD-Rの表題

【平成30年度補正】災害時に備えた社会的重要なインフラへの
自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中
小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの

交付申請書

NO. 1

履歴番号

令和元年●月

申請者名 ○○○○○○○○

CD-Rで記載するフォルダー名

1. 申請 交付申請書(様式第1)
2. 計画 実施計画書 別紙1
3. 補助事業実施場所の地図
4. 敷地全体配置図 設備の配置図・写真
5. ガス・石油配管図・アイソメ図
燃料消費量計算書 別紙9
6. 電気配線・系統図と負荷リスト 別紙5
自家発電設備出力計算書(該当のみ)
7. 予定行程表 別紙2
8. 見積依頼書・見積書等
9. 交付規程第13条2項に関する契約書(予定含)
リース契約書・減額証明書兼計算書(案) 別紙
10. 誓約書(案) 別紙4-1・4-2
11. 別紙6・別紙7
12. 登記簿謄本、印鑑証明書、
会社案内、決算書2ヶ年分、カタログ

見出しとフォルダを作成すること

左記名称は変更しないこと

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
代表取締役社長 川島 祐治 殿

平成30年度補正災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)交付申請書

交付規程第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

捨印
(法人登録
印)

1. 申請者(補助対象自家用発電設備の購入者)

申請者名	フリガナ ケイエイケンリースカブシキガイシャ		法人登録印	代表者名	フリガナ ダイョウトリシマリヤケイエイケンチ
	経営研リース株式会社 【法人番号 法人番号指定通知書に記載の13桁】				役職:代表取締役 氏名:経営 研一
所在地	郵便番号	フリガナ トウキョウトチヨダケヒラカワチヨウ2-7-9			
	102 - 0093	東京 都・道 府・県	千代田区平河町2-7-9		
電話番号	03-5213-〇〇〇〇		FAX	03-5213-〇〇〇〇	
資本金・出資金 (円単位)	10,000,000円		従業員数	30人	
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)	コード	7011	名称	総合リース業	
交付規程第3条第3号に規定する中小企業者			である。 <u>ではない。</u>		
リース業が定款に掲げられているか(掲げられていないのに、リースをした場合は、補助金の対象外となります)			<u>いる。</u> いない。		
実務担当者※	氏名 (役職・氏名)	フリガナ カチョウ ハツデン タロウ 課長 発電 太郎			
	所属部署名	フリガナ ホウジンリースブ イッカ 法人リース部 一課			
	住所※	郵便番号	フリガナ トウキョウトチヨダケヒラカワチヨウ2-7-9		
		102 - 0093	東京 都・道 府・県	千代田区平河町2-7-9	
	電話番号	03-5213-〇〇〇〇		FAX	03-5213-〇〇〇〇
e-mail	hatsuden@mail.co.jp				

※法人番号欄には、法人の場合は法人番号13桁を、個人事業主等(法人番号がない場合)は「なし」と記載してください。

法人番号欄に記載がない場合は、書類不備とさせていただきますので、必ず記載してください。

※個人事業主の場合は、法人代表者役職欄には「個人事業主」と記載し、法人代表者名欄には個人事業主の氏名を記載してください。

※経営研究所からの通知書類等は「実務担当者住所」欄の住所へ送付します。

※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

2. 共同申請者(補助対象自家用発電設備のリースを受ける者)

申請者名	フリガナ	チュウショウストアカブシキガイシャ		法人登録印	代表者名	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤクシャチュウ チュウショウテンポ
	中小ストア株式会社 【法人番号 法人番号指定通知書に記載の13桁】					役職: 代表取締役社長 氏名: 中小 テンポ	
所在地	郵便番号	フリガナ トウキョウトチヨダクマルノウチ○チョウメ○バン○ゴウ					
	100 - 0005	東京	都道府県	千代田区丸の内○丁目○番○号			
電話番号		03-△△△△-〇〇〇〇		FAX	03-△△△△-×××		
資本金・出資金 (円単位)		10,000,000円		従業員数	30人		
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)		コード	569	名称	その他の各種商品小売業		
交付規程第3条第3号に規定する中小企業者				である。		ではない。	
実務担当者※	氏名 (役職・氏名)	フリガナ ブチョウ ヒジョウ ハツデン 部長 非常 発電					
	所属部署名	フリガナ ソウムフ 総務部					
	住所※	郵便番号	フリガナ トウキョウトチヨダクマルノウチ○チョウメ○バン○ゴウ				
		100 - 0005	東京	都道府県	千代田区丸の内○丁目○番○号		
	電話番号	03-△△△△-〇〇〇〇		FAX	03-△△△△-×××		
	e-mail	hijohatsuden@.com					

※法人番号欄には、法人の場合は法人番号13桁を、個人事業主等(法人番号がない場合)は「なし」と記載してください。

法人番号欄に記載がない場合は、書類不備とさせていただきますので、必ず記載してください。

※個人事業主の場合は、法人代表者役職欄には「個人事業主」と記載し、法人代表者名欄には個人事業主の氏名を記載してください。

※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

※申請者と管理者が同一の場合は記入不要です。

3. 株主等一覧表(補助対象自家用発電設備を購入する中小企業者。ただし、リースの場合にはリースを受ける中小企業者)

(2019年 月 日現在)

主な株主または出資者 (※)出資比率の高いものから記載し、大企業は【】に◎を記載してください。 6番目以降は、「ほか○人」と記載してください。	株主名または出資者名	所在地	大企業	出資比率
①	非常 発	東京都千代田区丸の内○ —○—○	【 】	100%
②			【 】	%
③			【 】	%
④			【 】	%
⑤			【 】	%
⑥	ほか 人			%

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

4. 補助対象自家用発電設備の設置先

設置先	名称	フリガナ チュウショウストアカブシキガイシャ		代表者名	フリガナ ダイヒョウトリジマリヤクシャチュウ	
		中小ストア株式会社			役 職: 代表取締役社長	
	種別	1 新築	交付規程第4条第2項第3号に記載されている「対象事業者の業務に必要な工場・事業所」である。			
		2 既築	はい (○を付ける)			
住所	郵便番号	フリガナ				
	〇〇〇 —	東京 都 道府県 新宿区〇〇町X×丁目X×号 電話番号: X×—X×—X×X×				
	〇〇〇					

5. 履行補助者(手続きを補助する者がいる場合のみ記載する)

法人名	フリガナ		印	担当者名	フリガナ
所在地	郵便番号	フリガナ			
	—	都・道府・県			
電話番号		FAX			
e-mail		販売登録番号			

6. 申請する補助事業の概要

(1) 概要

- ① 中小ストア株式会社は、自らが運営する「中小ストア」に下記(2)の自家用発電設備をリースで設置し、災害時においても従来通り、近隣の住民等に対し、生活必需品等(食品、飲料水、被服、寝具等)を供給する事業継続のための電源確保に役立てる。
- ② 経営研リース株式会社は、下記(2)記載の自家用発電設備を購入した上で、中小ストア株式会社とリース契約を締結し、中小ストア株式会社にリースする。

(2) 補助対象自家用発電設備の明細

名称、製造事業者(又は販売元)、型番、数量を記載

- ① 自家用発電設備 〇〇株式会社、NNN111 —1基

補助対象自家用発電設備は、業務細則第5条に規定するとおり、事業の継続のために必要な設備の稼働のために使用するものである
(本事業に関し、事業の継続のために必要な設備以外の稼働のために使用する場合は申請できません)

はい
(○を付ける)

6. 補助金交付申請額

(1)補助事業に要する経費	100, 000, 000円(税抜)
(2)補 助 対 象 経 費	75, 000, 000円(税抜)
(3)補 助 金 交 付 申 請 額	50, 000, 000円(税抜)

7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

項 目	補助事業に要する 経費(税抜)	補助対象経費(税抜)	補助率	補助金交付申請額 (税抜)
① 設 備 費	70, 000, 000円	70, 000, 000円		
② 設置工事費	30, 000, 000円	5, 000, 000円		
合 計	100, 000, 000円	75, 000, 000円	2/3	50, 000, 000円

※6. の(1)、(2)及び(3)と一致させること。

8. 補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日	交付決定日以後	完了予定日	令和〇〇年〇月〇〇日
-------	---------	-------	------------

※「完了予定日」とは、補助事業者が補助対象自家用発電設備等の購入及びその設置工事等(行政の認知を含む)が終了し、かつ、補助対象経費の支払いが全て完了する予定日のことをいいます。**注)**

注)【3. 補助対象自家用発電設備の設置先】の種別で①及び②に規定する設置場所の『完了予定日』は、補助対象自家用発電設備の購入及びその設置工事が終了し、かつ補助対象経費の支払が全て完了していることをいい、③に規定する設置場所の『完了予定日』は購入、設置工事の終了及び行政の認知を確認できる書類等が完備され、かつ支払いが全て完了していることをいう。

9. 必須確認事項(いずれかに○)

(1) 本事業に関し、他の国庫補助金を受けている (本事業に関し、国の補助金を、同一設備等に対して受ける場合は申請できません)	☒ はい ・ いいえ
(2) 本事業に関し「補助事業者自身・子会社・関連会社」の有無 (本事業に関し、補助事業者自身・「出資比率15%以上の会社」を工事請負契約者又は資材購買契約者の対象とする場合は、利益排除を行わねばなりません)	有 ・ ☒ 無
(3) 交付規程第7条の各号に該当する者(法人にあってはその役員)ではない (該当する場合には申請できません)	☒ はい ・ いいえ
(4) 交付規程第24条に基づき、災害発生時には補助対象自家用発電設備の稼働状況を速やかに所定様式で報告できる。	☒ はい ・ いいえ
(5) 自治体や国との防災・支援協定の締結があるか否か(確認できる書類はあるか)	☒ はい ・ いいえ (申請書に添付)
(6) 災害救助法に規定する生活必需品、又は飲食料品の供給に資する事業を行う者であるか否か。	☒ はい ・ いいえ (はい:「補助事業の概要」欄において供給物を示すこと)
(7) 災害対策基本法に基づき地震防災対策強化地域等に指定されている市区町村に設置されたものであるか否か。	☒ はい ・ いいえ (はい: 東京市)

10. 任意確認事項(いずれかに○)

経済産業省は、中小企業・小規模事業者の災害対応力を向上させるため、法律を改正し、防災・減災に係る実施計画(事業継続強化計画等)を認定する制度を立ち上げる予定です。計画の認定に関心はありますか。	☒ はい ・ いいえ
--	---

※本用紙のコピーを大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

別紙1

薄墨文字にて印字してある部分は、説明文ですので、削除したうえで、該当事項を薄墨文字ではなく、墨文字にて入力したものを提出してください。この文書も消去してください。

補助事業に関する実施計画書

1. 申請者名

経営研リース株式会社

2. 補助事業実施場所の地図（最寄駅、最寄バス停等がわかるもの）

インデックス1のとおり

3. 補助対象自家用発電設備を設置する敷地全体配置図（平面図）、設備の配置予定図（平面図）

インデックス2のとおり

4. 補助対象自家用発電設備の設置場所について。（下記に○を付ける）

○ 災害対策基本法に基づき地震防災の対策強化が指定されている市区町村に設置されているもの。

5. ガス・石油配管図（平面図、アイソメ図）

インデックス3のとおり

6. 燃料消費量計算書（別紙9）

本資料に基づき、今回申請する補助対象施設の全ての機器が災害時に3日以上稼働することを証明する。

インデックス4のとおり

7. 電気配線図及び電気系統図等

インデックス5・6のとおり

8. 予定工程表（別紙2）

インデックス7のとおり

9. 購入及び設置工事の予定事業者の選定について

9-1. 事業者選定の方法(下記のいずれかに○を付ける)

☒ (1) 2者以上から同一条件による見積もり

(2) 随意契約 (ただし、相応の理由がある場合に限る)

9-2. 上記で(2)に○を付けた理由

該当せず

9-3. 落札又は決定(予定)事業者及びその金額(税抜)

○▽株式会社、金額100,000,000円(税抜)

9-4. 添付資料

インデックス8・9のとおり

10. 申請者と設置場所の所有者又は管理者が違う場合は、両者で取交す予定の「補助対象
自家用発電設備」のリース契約書の案及びリース料減額証明書兼計算書案(別紙3)

インデックス10・11・12のとおり

11. 実績報告書に添付する誓約書案(別紙4-1又は別紙4-2)

インデックス13のとおり

12. 暴力団排除に関する誓約事項(別紙6)

インデックス14のとおり

13. 役員名簿(別紙7)

インデックス14のとおり

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

担当窓口(社会・環境戦略コンサルティングユニット内)

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 JA共済ビル10階
TEL (03)5213-4047 FAX (03)3221-7022

ホームページ <https://www.nttdata-strategy.com/h30chusho-bcp/index.html>

メールアドレス : chusho-bcp@nttdata-strategy.com

受付時間／10:00～18:30(祝・祭日・年末年始を除く月～金)

**平成30年度補正予算
中小企業・小規模事業者の災害時に備えた自家用発電設備等
導入事業 補助金に関する説明会資料**

2019年5月

**株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
社会基盤事業本部**

本日のスケジュール

1. 公募に関する説明
2. 質疑応答

1. 事業の目的・補助対象事業

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの） 交付要綱 第2条

大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、生活必需品の供給やサプライチェーン維持等のために重要な中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家用発電設備等の設置に要する経費を補助することにより、災害時にも機能を維持することが必要な中小企業・小規模事業者の事業用施設等におけるエネルギー供給源の確保を図ることを目的としています。

2. 申請資格

本補助金の対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に限ります。

	業種等	資本金	従業員	組合関連
資本金・従業員数の一方が右記の数以下の場合対象（個人事業主を含む）	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	企業組合
	卸売業	1億円	100人	協業組合
	サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
	小売業	5,000万円	50人	商工組合、商工組合連合会
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人	商店街振興組合、商店街振興組合連合会
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
	旅館業	5,000万円	200人	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
	その他の業種（上記以外）	3億円	300人	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
				内航海運組合、内航海運組合連合会
				技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

2. 申請資格

注 1. 組合関連は上記のいずれかが補助対象者となります。

注 2. その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注 3. その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注 4. その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

注 5. 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体は補助対象となりません。

2. 申請資格

次の（１）～（３）のいずれかに該当する者は、大企業※とみなして補助対象者から除きます。
（みなし大企業）

（１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

（２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

（３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

※大企業とは、上記の表に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。
ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助事業者の条件

- 1) 交付規程第7条（申請者の資格等）の各号に該当しないこと。
- 2) 交付決定前に「補助対象自家用発電設備」の購入の発注（契約）がなされていないこと。
- 3) 機器等の発注先、工事請負先等に対する支払が、原則として金融機関を通じて振込で行われ、支払証憑の取得が可能であること。（現金直接、手形、割賦、相殺等の支払い方法は認められません。）
- 4) 善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、導入した設備を非常時に効果的に活用を図る者であること。
※非常時に、補助事業者の責に帰すべき事由により、補助対象設備を効果的に活用できなかった場合、支払済みの補助金が返還となる場合がある。
- 5) 補助事業を令和2年2月末日までに完了させ、実績報告書を経営研究所に必着で提出できること。
- 6) 災害発生時に補助対象自家用発電設備の稼働状況を所定様式で速やかに報告できること、また経営研究所が取得した事業者情報については、本事業の効果検証のための調査等に利用されることがあり、その場合、国及び外部機関（電気事業連合会等）に提供されることに同意することが必要です。
- 7) 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

4. 補助対象設備

補助金の対象となる設備（以下、「補助対象自家用発電設備」といいます）

- 1) 「補助対象自家用発電設備」とは、自家発電機、当該設備に接続する石油製品を貯蔵する容器等をいい、「石油製品」とは、ガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガスをいいます。
- 2) 自家発電機及び当該設備に接続する石油製品を貯蔵する容器等については、いずれも設置しなければなりません。ただし、既に申請者が自ら設置又は購入している場合は、補助対象設備として追加購入する必要はありません。

補助対象自家用発電設備については、国内の関係法令等の基準を満たしたものであって、国内での販売又は設置が認められているものとします。

4. 補助対象設備

自家発電機については、以下の仕様を満たすものを対象とします。

1) 災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも使用可能であり、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上のものに限ります。

2) コージェネレーションシステム（エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム）も対象となります。ただし、災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも稼働することや、災害時に十分な能力を発揮できるものに限ります。

3) 都市ガスを燃料とする自家発電機については燃料電池に限り認めますが、以下のとおり中圧管または耐震化された低圧管に接続するものに限定します。

- ・都市ガスの中圧供給を受けていること。
- ・供給継続性の高い低圧供給（都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カイン以上としている低圧供給エリア）を受けていること。

※自家発電機については、建築基準法及び消防法上設置が義務づけられた電源とすることのみを目的として申請することはできません。事業継続のために必要な設備の稼働のために使用することが必要です。

※自家発電機で得たエネルギー（熱、電気）は自家用で消費するものに限ります。

4. 補助対象設備

石油製品等を貯蔵する容器については、以下の仕様を満たすものを対象とします。

- 1) 設置する自家発電機の需要に合った適切な備蓄量が確保できること。
- 2) 貯蔵する燃料の種類により定められる規制に従った貯蔵施設とすること。
- 3) 常時使用されていること及び災害発生に備えて常時 3 日分以上の石油製品を備蓄しておくこと。

※災害時に使用すると想定される設備の稼働消費量合計が賄えることを示す燃料消費量計算書を提出してください。

補助金の対象となる設置場所

中小企業者の事業継続に必要な工場・事業所をいいます。

5. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は「設備費」と「設置工事費」で、次のとおりです。

- 1) 設備費とは「補助対象自家用発電設備等」の機器購入費
- 2) 設置工事費とは「補助対象自家用発電設備等」の機器の設置工事費等

※常時使用の配管・電気配線等の部分は、補助金の対象外です。また、既存設備の撤去費用も補助金の対象外となります。詳しくは申請の手引き 5、6 ページの「ガス配管、電気配線等の補助対象範囲について」をご参照ください。

※補助事業を行うため50万円（税抜き）以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2 者以上の見積もりを徴取してください。ただし、補助事業を行ううえで、2 者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適當である場合は、随意契約を行うことも可能です。随意契約とする場合、申請書提出時に業者選定理由書を提出していただきます。また、契約（契約金額 1 0 0 万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

5. 自社製品等の調達について

補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社）が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、補助事業の利益等排除の対象となります。この場合の利益等排除の方法は以下のとおりです。

1) 補助事業者の自社調達（工事を含む。）の場合、原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、該当調達品の製造原価をいいます。

2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達（工事を含む。）の場合は、取引価格が該当調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

3) 補助事業者の関係会社（上記2）を除く。）からの調達（工事含む。）の場合
取引価格が製造原価と該当調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

4) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」について

補助事業者は、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが該当調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を提出してください。

6. 交付額および実施期間

◆ 補助金の率について

- 1) 補助金の対象となる経費の 2 / 3 以内。
- 2) 補助金の交付限度額は、一申請あたり上限5,000万円。

◆ 申請の受付期間

令和元年 5月11日（金）～ 令和元年 6月28日（金）（当日消印有効）

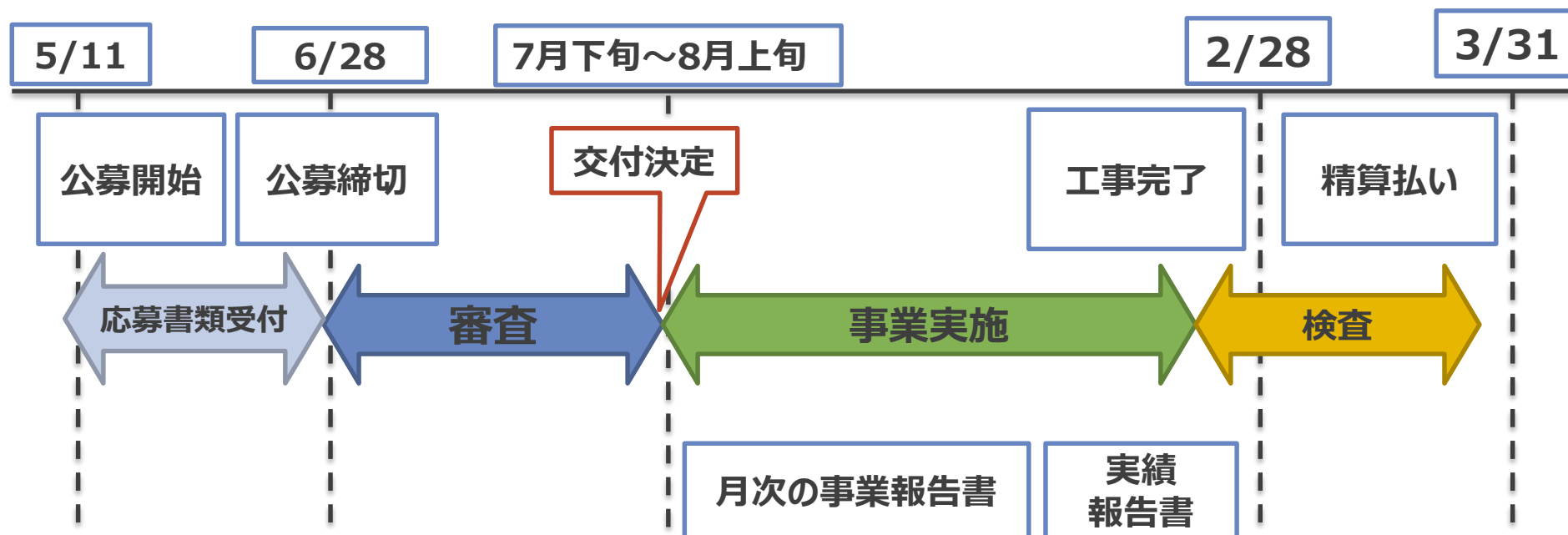
※募集期間の締切日まで申請を受付けます。ただし予算額を超える申請があった場合には次回以降の募集は行いません。

※上記期間で予算額に達しなかった場合は再度受付期間を設けます。

※申請の受付終了後、経営研究所はその内容を審査し適正と認められたものを審査委員会に付議し、その結果適正と認めた時は補助金の交付決定をします。補助金交付決定の後に事業の発注（契約）をすることができます。

7. 補助事業の予定スケジュール

公募締め切りから補助金の支払いまでのスケジュールについて、下図のように予定しております。



8. 審査について

経営研究所は、審査委員会を設置し、補助金の交付に関する必要な事項について審査します。予算を超える申請があった場合、委員会は「審査手順」を定め、これにより優先順位をつけて採択を行います。ただし、以下の申請は審査にあたって加点いたします。

- ・ 国や自治体と防災・支援協定を締結している者
- ・ 災害救助法に規定する生活必需品、又は飲食料品の供給に資する事業を行う者
※ 1
- ・ 災害対策基本法等で国が指定した地震防災の対策強化地域等に設備を導入する者 ※ 2

8. 審査について（参考：生活必需品について）

※ 1 災害救助法では、生活必需品として以下の品目が例示されていますので参考にしてください。

- ・タオルケット、毛布、布団等の寝具
- ・洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
- ・タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- ・石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- ・炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
- ・茶碗、皿、箸等の食器
- ・マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
- ・高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

8. 審査について（参考：指定地域について）

※ 2 具体的には以下の指定地域です。

①首都圏直下地震対策特別措置法（首都直下地震）

<http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/tokyorinkai/dinfo/img/201401.pdf>

②大規模地震対策特別措置法（東海地震）

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/kyoka-area2.html>

③南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（東南海・南海トラフ地震）

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_shichouson.pdf

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/pdf/ichiran.pdf

9. 応募方法

封筒宛先面に「平成30年度補正中小企業・小規模事業者自家用発電設備補助事業 交付申請書在中」と朱書にて明記の上、郵送又は宅配便で株式会社NTTデータ経営研究所 災害時に備えた社会的重要なインフラ補助事業 公募係宛にお送りください。

＜申請書作成に当たっての注意事項＞

- ① 申請書は、必ず書面一式と併せ、同一式の電子ファイルを格納したCD-RまたはDVD-R 1部も提出してください。その際、押印が必要な書面を除いては、機械判読可能な形式のファイルも格納してください。（Excel等データ）
 - ② 提出した申請書等は、交付申請を取下げた場合等を含み一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
 - ③ 提出書面は、原則普通紙（再生紙を含む）を使用してください。感熱紙及び青焼きでの申請は受理できません。
 - ④ 鉛筆やカラーペン（黒、青色以外）で記載した書面は受理できません。
 - ⑤ 訂正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印（申請書に捺す印）を捺してください。修正液で訂正したものは受理できません。
 - ⑥ 経営研究所では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。
- 提出書類はA4版の自立可能なハードカバーのファイルに綴じ込んでください。

9. 応募書類一覧（詳細は補助金申請の手引きをご覧ください）

- 1) 交付申請書（様式第1）
- 2) 補助事業に関する実施計画書（別紙1）
 - ① 補助事業実施場所の地図
 - ② 補助対象自家発電を設置する敷地全体配置図（平面図）、設備の配置予定図（平面図）
 - ③ ガス・石油配管図（平面図、アイソメ図）
 - ④ 燃料消費量計算書（別紙9）
 - ⑤ 電気配線図及び電気系統図（該当する場合）
 - ⑥ 災害時使用予定電気機器及び負荷リスト（別紙5）（該当する場合）
 - ⑦ 予定行程表（別紙2）
 - ⑧ 見積依頼書の写し
 - ⑨ 見積書の写し
- ⑩ 交付規程第13条第2項に関する契約書案（補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合）
- ⑪ リース契約書案（該当する場合）
- ⑫ リース料減額証明書兼計算書案（別紙3）（該当する場合）
- ⑬ 実績報告書に添付する誓約書案（別紙4－1又は別紙4－2のいずれか）
- ⑭ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙6）
- ⑮ 役員名簿（別紙7）
- 3) 法人の場合は、法人登記簿謄本、印鑑証明書（申請日より3ヶ月以内に取得したものであること）、会社案内、決算報告書（直近2ケ年分）。
- 4) 法人以外の場合は、事業案内、納税証明書（その2）を直近2ケ年分、印鑑証明書（申請日より3ヶ月以内に取得したものであること）。
- 5) その他経営研究所が提出を求める書類

10. 本件に関する担当窓口

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
担当窓口（社会基盤事業本部内）
担当：八間川、山川

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 9 号 JA共済ビル10階

TEL (03)5213-4047 FAX (03)3221-7022

メールアドレス：chusho-bcp@nttdata-strategy.com

ホームページ <https://www.nttdata-strategy.com/h30chusho-bcp/index.html>

受付時間／10:00～18:30

（12：00～13：00を除く。祝・祭日・年末年始を除く月～金）

